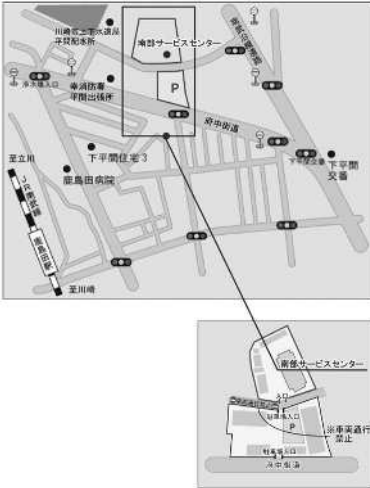

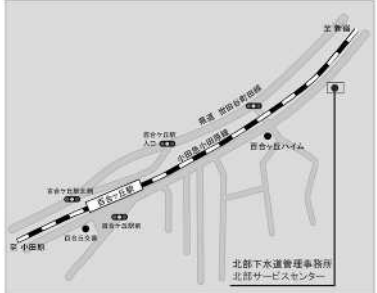


2 手続き

2. 手続き

給水装置工事には、その申込みはもちろんのこと、申込前の手続き、諸納入金の納入、着工等の手続き、竣工の手続きなどのさまざまな手続きが必要となる。各行政区の所管窓口は次のとおりである。

なお、給水装置関連の手続きはオンライン申請（オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI））で行えるが、手続きによっては、原本の提出が必要なものや窓口対応を必要とするものもあり、その際には窓口手続きや原本の郵送等が必要となるので、オンラインでの申請のみで手続きが完了しない場合がある。

| 川崎、幸、中原区所管の窓口 | 高津、宮前区所管の窓口 | 多摩、麻生区所管の窓口 |
|---|---|--|
| <p>南部サービスセンター</p> <p>中原区上平間 1183 TEL (044) 544-5433 FAX (044) 544-3707</p> <p>JR 南武線 鹿島田駅 (徒歩 10 分)</p> | <p>中部サービスセンター</p> <p>高津区末長 1-44-24 TEL (044) 855-3232 FAX (044) 855-3242</p> <p>東急田園都市線 梶が谷駅 (徒歩 5 分)</p> | <p>北部サービスセンター</p> <p>麻生区高石 4-15-7 TEL (044) 951-0303 FAX (044) 951-0677</p> <p>小田急小田原線 百合ヶ丘駅 (徒歩 10 分)</p> |
|  |  |  |

2.1. 新設、改造及び撤去工事の手続きの流れ

一般的な新設、改造又は撤去工事の流れは、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 一般的な給水装置工事の手続きの流れ

| | | |
|-----------------------|---|----------|
| 申込前の手続き ↓ | 特別な直結給水方式に係る設計水圧等調査依頼、給水管取出し口径 75mm とする特別な直結給水方式の工事及び開発行為等による事前協議などを行う。 | ⇒ 2.3.1. |
| 工事の申込み ↓ | 申込書、設計図、その他設計審査に必要な書類を提出。必要な場合は、道路占用許可の委任手続きを行う。 | ⇒ 2.3.2. |
| 諸納入金の納入 工事の承認 ↓ | 設計審査及び完成検査手数料、加入金の納入後、工事の承認がされる（断水費等の納入は、着手後でもよい）。 | ⇒ 2.3.3. |
| 着工等の手続き ↓ | 工期の報告、分岐工事等の確認、断水願を提出する。 | ⇒ 2.3.4. |
| 竣工の手続き | 完成届、完成図等を提出し、完成検査、メーターの取り付けなどを行う。 | ⇒ 2.3.5. |
| 設計変更等 | | ⇒ 2.3.6. |

2.2. 給水装置工事に必要な手続き

2.2.1. 諸納入金の納入等の手続き

2.2.1.1. 設計審査及び完成検査手数料

1) 手数料の納入

給水装置の新設、改造（軽微な変更を除く。）及び撤去の工事を申請するときは、設計審査及び完成検査手数料として、1 件につき 9,500 円の納入が必要となる。〔条例 33 条第 1 項第 3 号〕

2) 手数料の還付

既納の手数料は還付しない。ただし、給水装置工事の申込者が、完成検査を受ける前に当該工事を取り消したときは 4,700 円を還付する。〔条例第 33 条第 2 項、条例規程第 55 条第 2 号〕

2.2.1.2. 水道利用加入金

1) 加入金の納入

次の場合には、水道利用加入金を納入しなければならない。〔条例第 32 条第 1 項、第 4 項〕

- ① 給水装置の新設若しくは改造の工事又は受水槽以下の装置の工事においてメーターを新設し、又はメーターの口径を増すとき。

- ② 水道料金の共同住宅扱いの申請の内容を確認するとき。
- ③ 既に水道料金の共同住宅扱いの適用を受けている場合にメーター共用住宅戸数を増加する申請の内容を確認するとき。

2) 加入金の免除

給水装置工事の申込者が個人の場合で、引き続き 3 年以上本市の区域内に住所を有し、自ら居住する建築物に、口径 25mm 以下のメーターを設置するときは、水道利用加入金の納入が免除される。〔条例第 32 条第 5 項〕

3) 加入金の還付

既納の水道利用加入金は、次の場合を除いて還付しない。〔条例第 32 条第 6 項、条例規程 53 条〕

- ① メーターを設置した日後 90 日以内に当該給水装置を切断（条例第 13 条第 1 項で規定する切断をいう。）する工事承認申込みをし、かつ当該メーターを取り外した場合に、水道利用加入金の全額を還付する。ただし、還付手続きは、給水装置の撤去工事が完了した後に行うものとする。
- ② 給水装置工事の申込みの取消し（工事着手後の取消しは、局が認める場合に限る。）がされたときは、水道利用加入金の全額を還付する。
- ③ 完成検査前において設置するメーターの数又は口径を減じたときは、既納の水道利用加入金の額と減じた場合の水道利用加入金の額との差額を還付する。

4) 加入金の額

水道利用加入金の額は、表 2-2 に示すとおりである。〔条例第 32 条第 2 項、条例規程 50 条〕

表 2-2 水道利用加入金の額

| メーターの口径 | 加入金の税込額（円） | |
|-----------------|-------------|---|
| | メーターを新設する場合 | メーターの口径を増す場合 |
| 13mm から 25mm まで | 165,000 | 改造後のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。 |
| 40mm | 1,375,000 | |
| 50mm | 2,145,000 | |
| 75mm | 4,895,000 | |
| 100mm | 8,745,000 | |
| 150mm | 19,745,000 | |
| 200mm | 44,000,000 | |
| 250mm | 77,000,000 | |
| 300mm | 121,000,000 | |
| 350mm | 176,000,000 | |

※共同住宅扱いの適用を受ける場合は、共用住宅戸数の分の加入金が必要となる。

2.2.1.3. 断水費等

1) 断水費

給水装置工事に伴って配水管の断水が発生する場合には、局に断水を依頼する必要がある。その負担金として断水費を納入する必要がある。ただし、給水管撤去に伴う場合には、断水費は徴収しない。

2) 連絡工費

給水装置工事に伴って次の工事が発生する場合には、局にその施行を依頼する必要がある。その負担金として連絡工費を納入する必要がある。

- ① 口径が 200mm 以上である配水管（T字管等）の撤去工事
- ② 口径が 200mm 以上である配水管（T字管等）の布設工事
- ③ その他局が必要と認める場合

3) 金額等の確認について

断水費及び連絡工費の金額等については、これらの負担金が発生する工事申請の際にサービスセンター窓口にて確認をすること。

表 2-3 断水費及び連絡工費の簡略表

| | 給水管取出しに伴い、配水管（T字管等）を布設する場合 | 給水管撤去に伴い、配水管（T字管等）を撤去する場合 |
|---------------------|----------------------------|---------------------------|
| 配水管の口径が 150mm 以下の場合 | 断水費 | — |
| 配水管の口径が 200mm 以上の場合 | 断水費・連絡工費 | 連絡工費 |

2.2.2. 道路掘削に係る手続き

2.2.2.1. 道路管理者の占用許可

道路掘削を行う場合は、道路法の規定により道路管理者の許可を、河川敷等を掘削する場合は、河川法に規定する河川管理者の許可等を得なければならない。

これらの手続きは、本来、給水装置工事の申込者が直接道路管理者等に行うものであるが、申込者から占用手続の委任を受けた場合には、局がその事務を行う。委任の手続きについては、局が別に定める「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」を参照すること。

2.2.2.2. 警察署、消防署への申請

- ① 道路を掘削等する場合は、道路交通法第 77 条に基づき、事前に所轄の警察署から道路使用許可を得なければならない。
- ② 川崎市火災予防条例第 63 条第 5 号の規定に基づき、給水装置工事着工前に所轄消防署へ道路工事及び露店開設等届を届け出ること。

2.2.2.3. 事前調査等

- ① 東京電力、NTT、東京ガス、下水道等の地下埋設物については、事前に工事照会を行い、調査をすること。必要に応じて埋設物の管理者と協議・調整等を行い、分岐工事を行うまでに穿孔、分水止め又は分岐止めする配水管又は給水管を確認しておくこと。

主な工事照会、立会要請等連絡先については「付録 参考資料 IV 工事照会、立会要請等連絡先」を参照のこと。

- ② 路線バス、清掃事業者等へ影響を与える場合には、事前にこれらの事業者へ通知をし、必要に応じて協議・調整等を行うこと。

2.2.2.4. 地下埋設物の事前調査（試掘を含む）に関する留意事項

地下埋設物の事前調査を怠ると、破損や誤穿孔の事故を起こすおそれがある。破損や誤穿孔の事故は、埋設物の管理者や周辺住民等に多大な迷惑をかけるだけでなく、場合によっては市民の生命・財産を脅かすおそれがある。地下埋設物の事前調査は、現場に応じて主任技術者等が適切な方法を選ばなければならないが、特に次のような点には留意すること。

- ① 古い図面は不鮮明で数値等を読み間違えるおそれがある。
- ② 道路形態が変化していることなどにより、図面と現状が一致していないことがある。
- ③ 埋設シートや埋設表示テープが設置されていないことがある。
- ④ 鋳インロー管や鋼管など、古い配水管や給水管と同じ管路材質のガス管、さや管等がある。
- ⑤ 配水管や給水管の占用位置に近接して他の埋設管が布設されていることがある。
- ⑥ 事前調査にかかる日程を考慮しておかないと、各埋設物管理者に確認依頼をしても、すぐに応じてもらえないことがあるので、予定工期内に工事を終わらせることができないおそれがある。

2.3. 給水装置工事の手続きの方法

2.3.1. 申込前の手続き

2.3.1.1. 設計水圧等の調査

1) 調査依頼が必要な工事

次に掲げる給水装置工事の申込みをする場合には、あらかじめ、給水装置工事の設計に必要な水圧の調査をサービスセンターに依頼する必要がある。また、設計水圧等の調査依頼はオンラインで申請ができる。〔条例規程第7条第1項第11号ただし書、直結要領第4条第1項、切替要領第3条第1項〕

- ① 給水方式を3階直結直圧式（専用住宅において設計水圧を0.15MPaとする場合を除く。）とする工事
- ② 給水方式を直結増圧式とする工事
- ③ 給水方式を特例直結直圧式とする工事
- ④ 受水槽以下設備を給水装置に切り替える工事（特別な直結給水方式による場合において、最低試験水圧の通知を受けているとき又は耐圧性能の確認を1.75MPaで行っているときは除く。）
- ⑤ 上記以外の場合で設計水圧を0.2MPa以上として設計しようとする工事

※①～③の給水方式を変更せずに改造工事を行う場合で、以前に設計水圧等通知書の交付を受けている場合であっても、設計水量が増えるときなどは、改めて水圧調査依頼を行うこと。また、設計水量が増えないときでも、交付を受けてから1年以上経過している場合は、改めて設計水圧等調査依頼からの手続きのやり直しを求める場合がある。

2) 提出書類

給水装置工事の設計に必要な水圧の調査を依頼するときは、次の書類を提出する必要がある。〔条例規程第11条第1項〕

- ① 設計水圧等調査依頼書〔条例規程第6号様式〕
- ② 調査を依頼する場所が特定できる地図
- ③ その他の必要な書類

3) 調査結果

設計水圧等調査の結果は、設計水圧等通知書〔条例規程第7号様式〕により、依頼した者に通知する。オンラインで申請した場合は、オンライン申請で結果を通知する〔条例規程第11条第2項、切替要領第3条第2項〕なお、オンライン申請した通知書には写しマークが記されているが、給水装置工事申込の添付する書類として使用することができる。

2.3.1.2. 給水設計計画に関する事前協議

1) 給水設計計画に関する事前協議が必要な場合

次のいずれかの場合には、あらかじめ、給水設計計画に関して事前協議が必要となる。

- ① 移管前提工事であるとき。
- ② 給水管取出し口径 75mm とする特別な直結給水方式の工事であるとき。
- ③ 配水管に影響を及ぼすおそれがあること、その他の理由により局が必要と認めるとき。

2) 提出書類

給水設計計画に関する事前協議をするときは、表 2-4 に示す書類をサービスセンターに提出する。

また、給水設計計画書に関する事前協議について、オンラインで申請ができる。

表 2-4 給水設計計画に関する事前協議の提出書類

| | 提出書類名 | 部 数 |
|---|--|-------------------------------------|
| 1 | 給水設計計画書 | 2 (正 1、副 1) ※A3 を超える 書類は副 4 部 |
| 2 | 案内図 | |
| 3 | 平面図 (配水管、給水管 (口径、延長、弁栓類の旗上げ)、地盤高 (標高表示)、給水方式、道路種別が明記されていること) | |
| 4 | 取出し口径・使用水量 (1 日最大給水量・瞬時最大使用量)・受水槽容量等の計算書 | |
| 5 | 設計水圧等通知書 (2.3.1.1.の 1) に該当する場合) | |
| 6 | その他必要とする書類 | |

※給水設計計画書の様式は、サービスセンター窓口で配布を行うほか、局ウェブサイトよりダウンロードすることができる。

3) 事前協議の回答書

局内の検討結果を、給水設計計画に関する回答書により申請者に通知する。

給水装置工事の申請をするときは、給水装置工事施行承認申込書に給水設計計画に関する回答書の写しを添付すること。

なお、オンラインで申請した場合は、オンライン申請で事前協議書の回答書を通知する。

2.3.1.3. 開発行為等に関する事前協議

開発行為又は建築行為に伴い給水装置工事を計画しようとするときに、一定の規模以上の場合には、工事の申込み前にサービスセンターと協議をする必要がある。〔都計法第 32 条第 2 項、都計政令第 23 条第 2 号、調整条例第 19 条第 1 項第 7 号〕

必要となる協議はおおむね表 2-5 に示すとおりであるが、例外規定や適用除外など詳細については、まちづくり局まちづくり調整課の指示によること。

表 2-5 開発行為等における協議

| | 開発行為 | 建築行為 |
|----------------------------------|--------------|--------------|
| 事業区域の面積が 500m ² 以上の場合 | 調整条例第 19 条協議 | 調整条例第 19 条協議 |
| 開発区域の面積が 20ha 以上の開発行為の場合 | 都計法第 32 条協議 | 調整条例第 19 条協議 |

※都計法第 32 条協議、調整条例第 19 条協議のいずれにも該当する場合は、都計法第 32 条協議のみとする。

開発行為又は建築行為に伴う事前協議の主な流れは、表 2-6 に示すとおりである。

なお、開発行為又は建築行為において、給水設計計画に関する事前協議が必要な場合には、開発行為等の協議の申込みよりも前に行うこと。

表 2-6 開発行為等による手続きの流れ

| | | |
|---------------|--|------|
| 協議の依頼 ↓ | まちづくり局 → 上下水道局 (まちづくり調整課で受付済の事業概要書が送付される) | ⇒ 1) |
| 意見伝達書の作成 ↓ | 上下水道局 → まちづくり局 (総合調整条例に関する意見伝達書を送付) | ⇒ 2) |
| 協議の申込み ↓ | 開発等事業者 → 上下水道局 (都計法協議と調整条例協議とで表紙、部数が異なる) | ⇒ 3) |
| 協議の実施 ↓ | 都計法 32 条協議又は調整条例 19 条協議の実施 (給水方式、取出口径などについて協議を行う) | ⇒ 4) |
| 協議結果の通知等 | 都計法の場合 上下水道局 → 開発等事業者 総合調整条例の場合 上下水道局 → まちづくり局 | ⇒ 5) |

1) 協議の依頼

まちづくり局から、まちづくり調整課の受付済みの事業概要書の写しがサービスセンターに送付される。

2) 意見伝達書の作成

局は、総合調整条例に関する意見伝達書を作成し、まちづくり局まちづくり調整課へ送付する。

3) 協議の申込み

開発行為又は建築行為による協議の申込みの際は、それぞれ表 2-7 に示す書類を提出すること。

また、開発行為又は建築行為に伴う事前協議は、オンラインで申請ができる。

表 2-7 開発行為等の協議に関する提出書類

| | 提出書類名 | 都計法 32 条協議 | 調整条例 19 条協議 |
|---|---|---------------|----------------|
| 1 | 都市計画法に関する施設の同意及び協議書 | 2 (正 1、副 1) | — |
| 2 | まちづくり調整課で発行をした受付書と協議書 | — | 2 (正 1、副 1) |
| 3 | 協議結果報告書 | — | 2 (正 1、副 1) |
| 4 | 案内図 | 2 (正 1、副 1) | 2 (正 1、副 1) |
| 5 | 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること） | 2 (正 1、副 1) | 2 (正 1、副 1) |
| 4 | 取出し口径・使用水量（1 日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書 | 2 (正 1、副 1) | 2 (正 1、副 1) |
| 5 | 設計水圧等通知書 （2.3.1.1.の1）に該当する場合） | 2 (正 1、副 1) | 2 (正 1、副 1) |
| 6 | その他必要とする書類 | 2 (正 1、副 1) | 2 (正 1、副 1) |

4) 協議の実施

協議は、次の項目について行う。

- ① 給水系統
- ② 給水方式
- ③ 使用水量
- ④ 給水管の取出し口径
- ⑤ その他必要とする事項

5) 協議結果の通知等

① 都計法第 32 条による場合

協議の結果は、都市計画法による協議の同意書をもって、開発等の事業者に対して回答を行う。また、給水装置工事を申請するときは、開発行為等に関する回答書の写しを添付すること。なお、オンラインで申請した場合は、オンライン申請で事前協議書の回答書を通知する。

② 調整条例第 19 条による場合

協議結果は、協議を行ったサービスセンターが、まちづくり局まちづくり調整課に総合調整条例に関する協議結果報告書を提出する。なお、オンラインで申請した場合は、オンライン申請で事前協議書の協議結果を通知する。

2.3.1.4. 自己メーターに関する事前協議

自己メーターの設置とは、所有者又は使用者が自らの事情により、局が貸与するメーターの代わりに自己の所有するメーターを設置することをいう。〔条例第 20 条第 1 項ただし書〕自己メーターは、設置した所有者、使用者等の所有物であるから、その設置、撤去、交換、維持管理等にかかる作業及びこれらの費用はすべて設置者側が負担するも

のである。

自己メーターを設置するためには、あらかじめ給水装置課メーター管理担当と協議し、その承諾を得なければならない。〔条例規程第 28 条〕

なお、この協議の申請は、自己メーターを設置しようとする日の 90 日前までにする必要がある。〔自己メーター要領第 3 条第 1 項〕

1) 協議の申込み

自己メーターを設置するときは、自己メーターを設置しようとする日の 90 日前までに自己メーター設置に関する協議申請書〔自己メーター要領別記様式〕を給水装置課メーター管理担当に提出し、協議の申込みをする必要がある。〔自己メーター要領第 3 条第 1 項〕また、自己メーターに関する協議申込みは、オンラインで申請ができる。

2) 資料の添付等

協議の申込みに関して局の指示があったときは、次の資料を提出すること。〔自己メーター要領第 3 条第 2 項〕

- ① メーターの設置位置、寸法等を記載した図面
- ② カタログ等メーターの性能を記載した書面
- ③ その他局が必要とする事項

3) 協議の実施

協議は、次の項目について行う。

- ① 設置する理由
- ② 自己メーターの性能
- ③ 検針の方法
- ④ 自己メーターの位置並びに自己メーター周辺の給水装置等の構造及び材質
- ⑤ 自己メーター設置に付される条件（施行は指定工事業者、費用は自己負担とする。）
- ⑥ その他必要とする事項

4) 協議書の作成

申込者及び局は、協議が調った場合は、速やかに協議結果を記した協議書を作成し、申込者、局の双方で保管する。〔自己メーター要領第 4 条第 2 項〕

2.3.2. 給水装置工事の申込み

2.3.2.1. 受付時の確認

給水装置工事施行承認申込書を受け付ける際、次の項目及び設計図（申請図）を窓口で簡単に確認する。審査時に改めて確認をするが、メーターの個数（加入金の額や引渡し個数）が間違っていた場合など、後日訂正処理に時間がかかる場合もあるので、申込書提出前に、改めて書類の不備・不足がないか、確認しておくこと。確認項目は次のとおりとなる。

- ・ 申込書及び設計図（申請図）の部数
- ・ 申込書太枠内の記入漏れ
- ・ 工事内容（移管前提、開発関係書類など）
- ・ 水栓番号
- ・ 建築物情報（既設・新築の別、建築確認関係書類など）
- ・ 水道利用加入金関係（市内在住3年免除関係書類など）
- ・ メーター口径及び数量
- ・ 道路掘削を行う場合の必要書類
- ・ 受水槽から直結給水にする場合の更生工事等の書類
- ・ 給水方式に関する書類
- ・ その他設計図（申請図）の記載内容、記入漏れなど

2.3.2.2. 申込書の提出等

1) 窓口への書類の提出

給水装置工事の申込みに係る給水装置工事施行承認申込書等の提出は、当該工事を施行する指定工事業者が行う。〔業者規程第14条〕

2) 窓口への提出書類

給水装置工事の申込みは、次の書類を提出することにより行う。〔条例規程第3条第1項〕

- ① 給水装置工事施行承認申込書〔条例規程第1号様式〕
- ② 設計図（申請図）
- ③ その他の設計審査に必要な図書

※窓口で申請する場合は、サービスセンター窓口で配布している①の用紙を使用すること。なお、令和5年度から、申込者の氏名・名称及び代表者名については、自署又は押印が不要となったが、用紙については、現状のものを使用することができる。

3) オンライン申請での書類の提出

給水装置工事の申込みは、オンラインで申請ができる。

オンラインで申請した場合は、オンライン申請で工事承認を通知する。

2.3.2.3. 利害関係人等の同意について

利害関係人等の同意は工事申込者が得るものであるが、指定工事業者としても給水装置工事施行承認申込書を提出する前にその事実を確認しておかなければ、トラブルに巻き込まれるおそれがあるので注意すること。特に、他人の土地に給水管等を埋設することは、将来にわたってトラブルが発生するおそれが残るため、できる限りこれを避け、申込者の理解を求めよう努めること。

1) 同意の確認

局は、給水装置工事の申込みの際、当該工事について、次のとおり利害関係人等の同意について確認を行うことができる。〔条例規程第3条第4項〕

- ① 他人の土地又は建物において工事をしようとする場合は、当該土地又は当該建物の所有者の同意を得ていること。
- ② 他人の給水管から分岐しようとする場合は、当該給水管を含む給水装置の所有者の同意を得ていること。
- ③ 他人の給水装置を改造（軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする場合は、当該給水装置の所有者の同意を得ていること。

2) 同意書等の提出

利害関係人等の同意については、原則として給水装置工事施工承認申込書のチェック欄で行うが、局の指示があった場合には、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出をする必要がある。〔条例第5条第4項〕

| 給水装置工事施行承認申込書 (宛先) 川崎市上下水道事業管理者 | | |
|---|---|--|
| ふりがな 氏名・名称 及び代表者名 | | |
| 電話番号 | | |
| ※ 所有者の届出について (注意事項) ① 給水装置を新設する工事の完成後、申込者が所有者になる場合は届出は不要です。 ② 原因として所有者の変更の届出がなければ、登録された情報の更新はいたしません。 所有者変更の届出は必ず行ってください。 | | |
| 土地所有者 | <input type="checkbox"/> 他人(※) <input type="checkbox"/> 本人 | 〔※〕に該当する場合の誓約事項 この工事に関する利害関係人の同意は、既に申込者が得ていますが、万一、利害関係人その他の者からの異議があっても、全て申込者の責任において解決します。 |
| 建築物所有者 | <input type="checkbox"/> 他人(※) <input type="checkbox"/> 本人 | |
| 他の給水装置からの分岐 | <input type="checkbox"/> 有 (※) <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | <input type="checkbox"/> 水栓番号 <input type="checkbox"/> 幹線番号 |

図 2-1 誓約事項とチェック欄

2.3.2.4. その他必要に応じて添付する書類

1) 特別な直結給水方式による場合

特別な直結給水方式による場合には、工事の申込みの際に、次の書類を提出する必要がある（直結要領第4条）。

- ① 局から通知された設計水圧等通知書の写し（専用住宅における3階直結直圧式で、設計水圧を0.15MPaとする場合は除く。原則として1年以内に交付されたもの。1年以内に交付されたものでない場合は、改めて設計水圧等調査依頼からの手続きのやり直しを求める場合がある。）
- ② 次のいずれかの承諾書
 - a. 給水方式を3階直結直圧式又は直結増圧式とする給水装置工事においては直結給水条件承諾書〔直結要領第1号様式〕
 - b. 給水方式を特例直結直圧式とする給水装置工事においては特例直結直圧式給水条件承諾書〔直結要領第2号様式〕
- ③ 給水方式を特例直結直圧式とする給水装置工事のうち、表2-8に該当する工事は水理計算書。

表 2-8 水理計算書を提出する場合

| 設計水圧 | 給水する建築物の階数 |
|---------|------------|
| 0.30MPa | 5階以上 |
| 0.35MPa | 6階以上 |
| 0.40MPa | 6階以上 |

④ 口径 75mm の特別な直結給水方式の場合、給水設計計画の写し

2) 受水槽以下装置を給水装置に切り替える場合

- ① 受水槽以下装置を給水装置に切り替える工事をしようとするときは、工事承認申込みの際に、表 2-9 に示すとおり、それぞれ必要な書類等を添付する必要がある。〔切替要領第 9 条〕
- ② 表 2-9 に示す書類のほか、切替後の給水装置を特別な直結給水方式とする場合には、それぞれの場合に応じて条件承諾書を添付する。（「2.3.2.4.の1）②」参照）
- ③ 工事承認申込みの際、更生工事の履歴の有無及び事前確認をした者の氏名を報告しなければならない。（「切替要領第 9 条、図 2-2」参照）

| | |
|------|--|
| 諸届出欄 | 受水タンク以下設備の状況 更生工事を施行した履歴無し 確認者氏名 _____ |
|------|--|

図 2-2 報告例

表 2-9 切替工事における添付書類

| | 添付する書類等 | 更生工事の履歴のない場合 | 更生工事の履歴が明らかな場合 | |
|---|--|--------------|----------------|--------------|
| | | | 工法等が明らかな場合 | 工法等が明らかでない場合 |
| 1 | 設計水圧通知書の写し（特別な直結給水方式による場合で、既に水圧調査を行い、耐圧性能の確認を 1.75Mpa でしているときを除く。） | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 登録機関による水質試験成績証明書 | ○ | | |
| 3 | 塗料の浸出性能基準適合証明書（第三者認証品の場合は認証登録証の写し） | | ○ | |
| 4 | ライニングによる更生工事施工時の施工計画書及び施工報告書（写真添付） | | ○ | |
| 5 | 公的検査機関における浸出性能確認の水質試験成績証明書 | | ○ | △ |
| 6 | 公的検査機関における浸出性能試験成績証明書 | | | △ |

※△は、いずれか一方を提出するもの。2～6 の書類は、確認が済み次第返却する。

3) 給水補助加圧装置を設置する場合

- ① 給水補助加圧装置とは、戸建て住宅において、2階の一部又は3階の一部の給水用具に対して補助加圧を行い給水する装置をいう。
- ② 給水補助加圧装置を設置しようとするときは、給水装置工事の申込みの際に給水補助加圧装置設置申請書を提出すること。

※申請書の様式は、サービスセンター窓口で配布を行うほか、局ウェブサイトよりダウンロードすることができる。

4) 加入金の免除の適用を受ける場合

水道利用加入金の免除を申請する場合には、次の書類を提出する必要がある。〔条例規程第52条第1項〕

- ① 引き続き3年以上本市の区域内に住所を有していることを証する書面として、工事の申込みをする日前90日以内に作成された住民票の写し。
- ② 自ら居住する建築物であることを証する書面として、次のいずれかの書面
 - a. 建築確認の申請を伴う場合は、当該家屋に係る建築確認による確認済証（工事の申込者が建築主であるものに限る。）の写し
 - b. 既設の家屋の場合は、当該家屋に係る固定資産課税台帳記載事項証明書又は登記事項証明書
 - c. 賃貸住宅の場合は、賃貸住宅の所在地及び賃借人の氏名が記載された当該賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

5) 新築家屋に係る申請である場合

新築家屋に係る工事の申込みをする場合には、建築確認年月日が確認できる書類等を提出する必要がある。

6) 給水装置における更生工事等を申請する場合

1 建物につき1申請とする。

給水装置における更生工事等を申請する場合には、工事の申込みの際に、表2-10に示す書類を提出する必要がある。

表 2-10 更生工事等（申請時）における添付書類

| | 添付する書類等 | クリーニング 工事 | 更生工事 |
|---|------------------------------------|--------------|------|
| 1 | 施工計画書(工法、使用する材料、工程等を内容とするもの) | ○ | ○ |
| 2 | 洗浄水等の安全性を証明する書類 | ○ | ○ |
| 3 | 塗料の浸出性能基準適合証明書(第三者認証品の場合は認証登録証の写し) | | ○ |
| 4 | 誓約書(施工時及び施工後の責任等を記載したもの) | ○ | ○ |

2.3.3. 諸納入金の納入、工事の承認

2.3.3.1. 加入金、手数料の納入

1) 納入について

水道利用加入金並びに設計審査及び完成検査手数料の納入は、局が発行する納入通知書によって、指定の期限までに金融機関に払い込むことによって行う。〔条例規程第 49 条、54 条〕

2) 加入金の延納手続きについて

- ① 申込者が資金調達の都合により、設計審査の際に加入金を納入することができないと局が認める場合には、加入金の納期限を 1 回に限り延期することができる。〔条例規程第 51 条第 1 項、第 2 項〕
- ② 延納の申請は、水道利用加入金納入延期申請書〔条例規程第 33 号様式〕を提出することにより行う。〔条例規程第 51 条第 3 項〕
- ③ 延納の期限は、局が承諾した日から起算して 90 日を限度とし、完成検査は加入金が納入された後でなければ行わないものとする。〔条例規程第 51 条第 4 項、第 5 項〕

2.3.3.2. 工事の承認

局は、給水装置工事の申込みについて次のいずれにも該当する場合には、当該工事を承認するものとする。〔条例規程第 3 条第 3 項〕

- ① 設計審査により、当該工事が適切であるものと認められたとき。
- ② 水道利用加入金が納入されたとき（延納の承認を受けた場合は除く。）。
- ③ 設計審査及び完成検査手数料が納入されたとき。

2.3.3.3. 断水費等について

断水費及び連絡工費は、当該工事を行う日の 1 週間前までに納入しなければならない。納入の方法については、局が発行する納入通知書によって、指定の期限までに金融機関に払い込むことによって行う。

2.3.4. 着工等の手続き

2.3.4.1. 工期の報告

- ① 給水装置工事を着手しようとするときは、工事着手日の前日までに工事着手予定日及び工事完成予定日を局に報告する必要がある（業者規程第 15 条第 1 項）。
- ② 工期の報告は、原則として、給水装置工事施行承認申込書の写し（工事承認印のあるものに限る。）に工事着手予定年月日及び工事完成予定年月日を記入した上で、局に提出して行うものとする。（図 2-3 参照）
- ③ 工事着手日及び工事完成予定日を変更する場合は、変更後の期日を局に報告するものとする。〔業者規程第 15 条第 2 項〕
- ④ 工期の報告は、オンラインで申請ができる。

| |
|----------------|
| 予 定 工 期 |
| ○年○月○日に工事着手します |
| ○年○月○日に完成予定 |

図 2-3 工期報告例

2.3.4.2. 分岐工事等の確認

1) 分岐確認の申込み

分岐工事等をしようとするときは、分岐確認の申込みをする必要がある。〔業者規程第 16 条第 2 項〕

2) 提出書類

分岐確認の申込みは、次の書類を窓口へ提出、又は F A X 及びオンラインで申請を行う。なお、F A X による場合は、送信後速やかに電話による連絡をし、局が受信した旨の確認をしなければならない。〔検査要領第 3 条第 2 項、第 3 項〕

- ① 分岐工事等確認、断水願〔検査要領第 1 号様式〕
- ② その他局が必要と認めるもの

3) 提出期限

分岐確認は、次の期限までに申し込まなければならない。〔検査要領第 3 条第 4 項〕

- ① 平日（昼間）施工の場合は、休日を数えないで確認希望日の 2 日前（F A X、オンライン申請の場合は当該期日の 1 6 時まで）
- ② 夜間施工又は休日施工の場合は、局と協議の上、休日を数えないで確認希望日の 5 日前（F A X、オンライン申請の場合は当該期日の 1 6 時まで）

4) 確認日の変更

分岐工事等の確認希望日を変更する場合は、速やかに局に連絡しなければならない。〔検査要領第 3 条第 5 項〕

2.3.4.3. 断水工事を伴う場合

分岐工事等が配水管の断水を必要とするものである場合は、分岐工事等の施行日時は、局が決定し指定工事業者に回答する（検査要領第 4 条）。

※局内関係課所との施工時期の調整及び住民広報に時間を要するため、実施するのに 1 か月以上かかる場合があり、断水工事の申込みは十分に余裕を持って行うこと。

2.3.5. 竣工の手続き

2.3.5.1. 完成検査

1) 完成の届出

- ① 工事が完成したときは、遅滞なく完成の届出をしなければならない。〔条例規程第 10 条第 1 項〕
- ② 完成の届出は、当該工事を施行した指定工事業者が行う。〔業者規程第 17 条第 1 項〕
- ③ 完成の届出は、オンラインで申請ができる。

2) 提出書類

- ① 完成の届出は、表 2-11 に示す書類を提出することにより行う。〔検査要領第 3 条第 6 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項〕
- ② 給水装置工事完成届〔条例規程第 5 号様式〕の「主任技術者による確認年月日」の欄は、給水装置工事が水道法、条例その他の関係法令等に適合していることを確認した上で記入すること。

※基本的な確認項目については、「6. 主任技術者による竣工検査」を参考にすること。

3) 完成届の提出日及び検査予定日

- ① 完成の届出は、休日を数えないで検査希望日の 2 日前（集合住宅等の場合は 5 日前）までに行うものとする。〔検査要領第 5 条第 2 項〕
- ② 完成検査の日時は、検査希望日、水道の使用状況等を考慮に入れ、指定工事業者と協議し局が定めるものとする。〔検査要領第 5 条第 3 項〕
（オンライン申請の場合は当該期日の 16 時まで）
- ③ オンライン申請により完成を届出する場合、所管するサービスセンターへ電話連絡を行い、完成検査の日時を調整する。

表 2-11 完成の届出の必要書類

| | 書類の種類 | 一部 完成検査 | 完成検査 |
|----|---|------------|------|
| 1 | 給水装置工事完成届（条例規程第 5 号様式） | ○ | ○ |
| 2 | 完成図 A3（4.1.2.1. 参照） | ○ | ○ |
| 3 | 給水装置工事施行承認申込書の写し | ○ | ○ |
| 4 | メーターの設置を伴う場合は、局が作成したメーターに係る帳票等 | ○ | ○ |
| 5* | 分岐工事等を施行した場合は、施工写真 | | ○ |
| 6 | 多段型直結増圧式給水の工事を施行した場合は、過度圧力変動試験の実施結果関係書類 | | ○ |
| 7 | その他局が必要と認める書類 | ○ | ○ |

5*局の指示により完成検査前に提出を求める場合がある。

2.3.5.2. メーターの引渡し

メーターは、原則として、完成検査又は一部完成検査の際に引渡しをする。

2.3.5.3. 工事の手直し等

- ① 局は、完成検査（手直しによる確認を含む。）において手直しを必要と認める場合には、給水装置工事手直し指示書〔検査要領第 3 号様式〕により通知する。〔検査要領第 7 条第 1 項、第 4 項〕
- ② 指定工事業者は、手直し指示書の通知を受けたときは、期日までに手直しを行い、給水装置工事手直し指示履行書〔検査要領第 4 号様式〕を提出しなければならない。〔検査要領第 7 条第 2 項〕
- ③ 局は、手直しの完了後に確認を行うものとする。〔検査要領第 7 条第 3 項〕

2.3.5.4. 給水管を無償譲渡する申込み

施行した給水装置工事が移管前提工事である場合には、工事完成後に、譲渡の手続きをする必要がある。詳細は、局が別に定める「移管前提工事設計施行指針」に記載する。
また、譲渡の手続きは、オンラインで申請ができる。ただし、原本の提出が必要となる手続きのため注意すること。

2.3.5.5. 給水装置における更生工事等を施行した場合の添付書類

給水装置における更生工事等を施行した場合は、表 2-12 に示す書類を提出する必要がある。

表 2-12 更生工事等（完成時）における添付書類

| | 添付する書類等 | クリーニング 工事 | 更生工事 |
|---|--|--------------|------|
| 1 | 施工報告書（工事全体の状況（更生工事の場合は塗料乾燥の方法及び時間を含む）、施工結果（更生工事の場合は塗膜厚確認結果を含む）その他局が指示する事項の写真、証明書等を添付して綴ったもの） | ○ | ○ |
| 2 | 公的検査機関における浸出性能確認の水質試験成績証明書（施工した後のもの） | ○ | ○ |
| 3 | 耐圧性能試験結果（施工した後のもの） | | ○ |

2.3.6. 設計変更等申請事項の変更、取消し

2.3.6.1. 設計変更

1) 設計変更の範囲

次の事項を変更する場合（局が軽微であると認める場合を除く。）には、設計変更として再度、局の設計審査を受けなければならない。〔条例規程第9条〕

- ① 給水方式に関する事項
- ② 給水管の口径及び取付口の位置に関する事項
- ③ 分水止め等に関する事項
- ④ メーターの設置数、口径若しくは位置又はメーター周辺の給水装置等の構造及び材質に関する事項

2) 設計変更の手続き

設計変更の申込みは、変更後の設計図その他必要となる書類を提出することにより行う。また、設計変更の申込みは、オンラインで申請ができる。

2.3.6.2. 申込者の変更

- ① 倒産、死亡その他やむを得ない事情があると局が認める場合は、工事の申込者を変更することができる。〔条例規程第4条第1項〕
- ② 申込者の変更は、給水装置工事施行承認申込者変更届〔条例規程第2号様式〕を提出することにより行う。〔条例規程第4条第2項〕
※令和5年度から、申込変更者の氏名・名称及び代表者名については、自署又は押印が不要
- ③ 申込者の変更は、オンラインで申請ができる。

2.3.6.3. 工事の取消し

- ① 給水装置工事の着手後においては、原則として給水装置工事の申込みを取消すことはできないが、局が特に必要があると認める場合は取消しをすることができる。〔条例規程第5条第1項〕
- ② 給水装置工事の申込みの取消しは、給水装置工事施行承認申込取消届〔条例規程第3号様式〕を提出することにより行う。〔条例規程第5条第2項〕
- ③ 分岐取出後の取消しは、その工事において配水管又は他の給水管に取り付けた給水装置をその取付口から切断した場合（工事が継続される場合を除く。）に限って認められる。〔条例規程第5条第3項〕
- ④ 給水装置工事の取消しは、オンラインで申請ができる。なお、オンライン申請後に審査検査手数料の還付があった場合は、窓口で手続きを行う。

2.3.6.4. 施行する指定工事業者又は主任技術者の変更

1) 指定工事業者の変更

給水装置工事の申込者は、当該工事を施行する指定工事業者を変更しようとする場合は、給水装置工事施行者変更届〔条例規程第4号様式〕を提出するものとする。〔条例規

程第 6 条]

※申込者から施行者の変更依頼を受けた場合は、旧施行者である指定工事業者の了解が得られているかを確認しておく必要がある。

2) 主任技術者の変更

指定工事業者は、給水装置工事の申込みの際に届け出た主任技術者に関する事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を局に届け出る必要がある。また、主任技術者の変更は、オンラインで申請ができる。〔業者規程第 13 条第 2 項〕

※変更届の様式は、サービスセンター窓口で配布を行うほか、局のウェブサイトよりダウンロードすることができる。

2.4. その他の手続き

2.4.1. 修繕工事の手続き

2.4.1.1. 完成届の提出について

修繕工事の場合は、緊急性等を考慮し、施行前の申込み等を行わなくてよいものとするが、修繕工事（軽微な変更を除く。）をした者は、その工事の完成後、速やかにサービスセンターに届け出なければならない。〔条例第 5 条第 3 項、修繕要領第 4 条〕

修繕工事の届出は、給水装置修繕工事完成届〔条例規程第 8 号様式〕を提出することにより行う。〔条例規程第 12 条〕

なお、修繕工事の届出は、オンラインで申請ができる。

2.4.1.2. 完成届の記載事項について

給水装置修繕工事完成届に修理状況として、以下の事項を記載する。

- ① 具体的な修繕箇所（例：屋外地下、トイレ、風呂場）
- ② 具体的な修繕方法（例：管の取替え、部品交換等）
- ③ 修理状況図
 - a. 給水装置修繕工事完成届の修繕状況略図欄に修繕略図を記載する。この欄に書ききれないときは、別紙にて提出する。
 - b. 配管を切り回したときなど、配管状況が変わった場合は、給水装置完成図の貸出しを受け修正をすること。サービスセンター窓口にて修正することもできる。
 - c. 給水装置完成図の修正方法は、「4. 給水装置等図面作成基準」によること。
 - d. 増圧給水設備の交換工事の場合は、新たに設置した設備の情報を確認できるように給水装置完成図を修正すること。
- ④ 漏水により、メーターが回っていたかの記録

※漏水時には水道料金等が減免になる場合がある。ただし、給水装置修繕工事完成届は、漏水時の水道料金等の減免に必要な書類としては利用できないので注意すること。

漏水時の水道料金等の減免に必要な書類について確認する場合は、上下水道お客さまセンター（料金に関する問い合わせ 044-200-3548）に問い合わせること。なお、漏水時の水道料金等の減免に必要な書類はサービスセンターに提出すること。

2.4.2. 受水槽以下の装置へのメーターの設置

2.4.2.1. 手続き

受水槽以下の装置にメーター（これに代えて設置する自己メーターを含む。）を設置しようとするときは、次の書類を提出する必要がある。〔条例規程第 29 条第 1 項、第 2 項、第 4 項〕

- ① 受水槽以下の装置へのメーター設置申請書〔条例規程第 18 号様式〕
- ② メーターの位置及びメーター周辺の給水装置等が確認できる図面等

2.4.2.2. 受水槽以下の装置のみの工事の場合

受水槽以下の装置のみの工事であっても、メーター（これに代えて設置する自己メー

ターを含む。)を設置する場合(既に設置しているものを移設する場合も含む。)には、給水装置工事の申込みと同様の手続を行うこと。ただし、給水装置工事ではないので設計審査及び完成検査手数料は徴収しない。

2.4.3. 所有者等の届出

給水装置の所有権は、所有者届(変更する場合を含む。)によって発生するものではない。局は、所有者から届け出られた情報を、給水装置の維持管理に役立てるために保有するだけであり、給水装置の所有権については関与しない。当然ながら、届出がなければ所有権が移転していても局の情報は更新されないため、給水装置工事の際に局の所有者情報が更新されていないことがわかったときは、工事申込者等に対し、所有者の変更の届出が必要であることを周知するよう努めること。

- ① 給水装置の所有者は、その氏名等をサービスセンターに届け出るものとする。〔条例第7条〕
- ② 所有者の届出は、給水装置の所有者(変更)届〔条例規程第9号様式〕を提出することにより行う。〔条例規程第14条本文〕なお、所有者の変更の届出を行うにあたり、長期不在などにより届出に対する旧所有者の同意を得ることができない場合は、当該給水装置場所に係る次のいずれかの資料を提示することにより、旧所有者の同意があったものとみなして、届出を受理するものとする。
 - a. 登記事項証明書その他法務局が発行する所有権を確認することができる書類
 - b. 売買契約書
 - c. 固定資産課税台帳記載事項証明書
 - d. 固定資産税・都市計画税納税通知書(提出年度内に発行されたもの)
- ③ 給水装置を新たに設置する工事において所有者の届出がない場合には、給水装置工事の申込者が当該給水装置の所有者として登録される。〔条例規程第14条ただし書〕
- ④ 所有者等の届出については、オンラインで申請ができる。

2.4.4. 共同住宅扱い

共同住宅扱いは料金体系のひとつであり、給水装置工事が完成し、給水契約が締結されてから使用者が申請するものである。当然、共同住宅扱いの適用が受けられるかどうかの審査も、給水装置工事完成後に行うことになる。

しかし、共同住宅扱いの適用を受けるための最低条件として、住宅用と非住宅用でメーターが分かれていなければならないため、その点を考慮した設計が必要となる。

なお、適用の可否の審査は、使用状況を確認してからでなければ行えないため、住宅用と非住宅用にメーターを分けて施行したとしても、必ずしも適用可となるわけではない。

共同住宅扱いの適用については、事前にサービスセンターに確認を行うこと。

2.4.5. 提出書類一覧、書類の提出先

給水装置工事の申込み時に必要な提出書類一覧は表2-13に示すとおりである。共同住

宅等で水道メーターを共用する場合の水道料金については、局ウェブサイト「くらしの中の上下水道」の「料金について」に掲載する。

表 2-13 工事承認の申込み時の提出書類一覧

| | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 給水装置工事の申込みに必要な書類 | <input type="checkbox"/> 給水装置工事施行承認申込書 3部 (正1、副2) <input type="checkbox"/> 設計図 3部 (正1、副2) ※ 「副」は本書を複写したものをいう。 |
| <input type="checkbox"/> 特別な直結給水方式による場合 | <input type="checkbox"/> 設計水圧等通知書の写し 1部 (専用住宅における3階直結直圧式で、設計水圧を0.15MPaとする場合は除く。交付から1年を超えた場合、設計水圧等調査依頼からの再申込を求める場合がある。) <input type="checkbox"/> 次のいずれかの条件承諾書 1部 (ア) 3階直結直圧式又は直結増圧式の場合は、直結給水条件承諾書 (イ) 特例直結直圧式の場合は、特例直結直圧式給水条件承諾書 |
| <input type="checkbox"/> 加入金免除の適用を受ける場合 | <input type="checkbox"/> 90日以内に作成された住民票の写し 1部 <input type="checkbox"/> 次のいずれかの書面 1部 (ア) 建築確認の申請を伴う場合は、建築確認による確認済証 (イ) 既設の家屋の場合は、固定資産課税台帳記載事項証明書又は登記事項証明書 (ウ) 賃貸住宅の場合は、賃貸借契約書の写し |
| <input type="checkbox"/> 新築家屋に係る申請の場合 | <input type="checkbox"/> 建築確認年月日が確認できる書類等 1部 |
| <input type="checkbox"/> 受水槽以下の装置にメーターを設置する場合 | <input type="checkbox"/> 受水槽以下装置へのメーター設置申請書 1部 <input type="checkbox"/> メーターの位置・周辺の給水装置等が確認できる図面等 1部 |
| <input type="checkbox"/> 所有者を変更した場合 | <input type="checkbox"/> 給水装置の所有者(変更)届 1部 <input type="checkbox"/> 旧所有者の同意が得られないときは、次のいずれかの書類 提示 (ア) 登記事項証明書その他法務局が発行する所有権を確認することができる書類 (イ) 売買契約書 (ウ) 固定資産課税台帳記載事項証明書 (エ) 固定資産税・都市計画税納入通知書 |

□ 受水槽以下装置の切替工事の場合

- 設計水圧等通知書の写し 1部
(交付から1年を超えた場合、設計水圧等調査依頼からの再申込を求める場合がある。)
- 必要に応じて施工計画書、各種証明書等(表2-9参照)

□ 給水補助加圧装置を設置する場合

- 給水補助加圧装置設置申請書 1部

□ 占用手続きの委任をする場合(川崎市が管理する市道)

- 道路占用手続委任書 1部
- 給水装置工事道路占用申込書 3部(大規模掘削の場合は5部)
- 案内図 3部(大規模掘削の場合は5部)
- 道水路台帳(写し) 5部(大規模掘削の場合のみ)
- その他市長が必要と認める書類

※ 国、県又は市が管理する道路や河川の各占用手続きについては、必要書類、提出部数が異なる。詳細については、関連資料「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」を参照のこと。